

令和8年（2026年）4月22日

お客さま 各位

奄美大島信用金庫

《未利用口座管理手数料》の新設並びに「預金共通規程」改訂のお知らせ

当金庫では、長期間ご利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、以下の口座を対象に《未利用口座管理手数料》を新設させていただきます。また、これに伴い「預金共通規程」を改訂させていただきます。

なお、本手数料はご利用のない口座に対して維持・管理にかかる費用をご負担いただくものであり、日頃から入出金や口座振替等でお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはありません。

お客さまにおかれましては、ご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 《未利用口座管理手数料》の概要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 対象口座<br>(未利用口座) | <ul style="list-style-type: none"><li>以下の(1)～(3)のすべてを満たす預金口座を対象とします。</li><li>(1)すべての普通預金口座(総合口座含む)・貯蓄預金口座</li><li>(2)上記口座のうち、最終取引日(※)から2年以上、一度も預け入れ又は払出しがない口座。なお、当該口座の決算利息や本手数料を除きます。</li><li>(3)当該口座の預金残高が10,000円未満。且つ、下記の①②に該当する場合が対象です。</li></ul> <p>①取引店舗において借入れがない口座<br/>(カードローン契約口座を除く)</p> <p>②お取引店舗において、定期性預金・出資の取引がない口座<br/>(※)初回は、「令和6年8月1日以前が最終取引日のお客さまが対象」となります。</p> |
| 口座管理手数料         | 年額 1,320円<br>(税込:案内後3カ月間の間においても入出金がない場合に徴求する)  |
| 未利用口座<br>ご案内方法  | <ul style="list-style-type: none"><li>お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合は、事前に文書にてお届けの住所に「ご案内」を郵送させていただきます。なお、「ご案内」が延着またはご到着しなかった場合でも、通常達成すべき時に到達したものとみなします。</li><li>ご案内後3ヶ月間経過後もお取引がない場合に、上記手数料金額を対象口座から引き落としいたします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落としいたします。</li></ul>   |

|         |   |
|---------|---|
| 口座の自動解約 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象口座の残高が所定の手数料額に満たない場合は、口座残高全額を本手数料としていただいたうえで、口座を解約させていただきます。</li> <li>・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却および解約となった口座(キャッシュカードを含む)の再利用にはお応えいたしかねますので予めご了承ください。</li> </ul> |
|---------|---|

※ご不明な点などございましたら、お取引店までお問い合わせください。

## 2. 取扱開始

第1回発送予定 2026年(令和8年)5月～

## 3. 預金共通規定の改訂について

- ・本手数料の新設・運用に伴い、「預金共通規定」を改訂させていただきます。

<追加する条文の内容(抜粋)>

(未利用および未利用口座管理手数料)

(1)最終異動日(当該預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料(以下、管理手数料と言う)の引落しを除く)から2年以上、一度も預け入れ(当該預金利息を除く)又は払出し(管理手数料の引落しを除く)がない口座を未利用口座として取扱います。

(2)未利用口座管理手数料

①本手数料は、前項(1)の未利用口座が対象となります。

②未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。発送後3カ月間ご利用(お預け入れ、払戻し)がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しが出来るものとします。またお支払いいただいた管理手数料は、ご返却いたしません。

③預金残高が管理手数料の額に満たないときは、元金全額を管理手数料に充当いたします。なお、この際この預金口座は通知文を郵送後、解約出来るものとします。

④管理手数料は別途定めます。

(3)その他手数料

①この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、預金者は改定もしくは新設された手数料を負担し、手数料は前項②の方法により引落しいたします。

②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、預金者に通知することにより口座を解約することができるものとします。

以上



奄美大島信用金庫

《未利用口座管理手数料に関する FAQ》

令和 8 年(2026 年)4 月 22 日

| Q                   | A  |
|---------------------|--|
| 「未利用口座管理手数料」とは何ですか  | 長期間(2 年以上)ご利用の無い預金口座について、口座を安全に維持・管理するために必要な費用となります。お客さまにはご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。  |
| なぜ手数料がかかるのですか       | 一定期間、ご利用のない口座についても、口座情報管理(サイバーセキュリティ対策)や不正利用防止(マネー・ロンダリング対策)のための管理維持費が発生するためです。  |
| どのような口座が対象ですか       | 対象口座における入出金が2年以上ない普通預金口座(総合口座含む)・貯蓄預金口座で、尚且つ残高が1万円未満(9,999円以下)の口座が対象です。<br>定期性預金の振替先口座や出資配当金の受取口座、あるいはお借入れの返済用口座は対象外です。  |
| 事前に連絡はありますか         | 対象となるお客さまには、事前に文書を発送しご案内いたします。   |
| 一度でも利用すれば、対象外になりますか | はい。<br>ご案内後 3 か月以内に次のいずれかのお取引を行っていただきますと、未利用口座の対象外となります。<br>・ATM や窓口での入出金<br>・公共料金引落としやクレジット決済などの口座振替<br>・定期的な入金設定(給与振込や年金受取)など<br>また、その日以降2年間は対象外となりますが、ご利用の予定がない場合は、ご解約のお手続きをお勧めします。 |
| 口座を利用する予定がないので解約したい | 通帳・キャッシュカードと本人確認書類、印鑑(届出印)等をお取引店舗にご持参いただければ、窓口でお手続きをいたします。<br>通帳・キャッシュカード、印鑑(届出印)を紛失している場合には、更にお手続きが必要となりますので、予めご了承ください。   |
| 残高が十分ある場合も徴求されますか   | はい。<br>残高が1万円以上の口座は対象となりません。   |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>手数料が引落せない場合はどうなりますか</p> | <p>残高が手数料(1,320円)未満の場合は残高全額を手数料に充当し、自動的に解約させていただきます。<br/>また、当該口座の復活(再利用)はできません。</p>   |
| <p>解約したい場合はどうすればいいですか</p>  | <p>口座を開設した本・支店の窓口で、ご本人さまの確認書類をご提示・確認のうえ、営業時間内にご来店いただき解約のお手続きをお願いします。<br/>通帳・キャッシュカード・お届け印が不明の場合は、取引店舗にご相談ください。<br/>氏名・住所等の変更手続きが未済の場合には、その確認ができる資料も必要となります。</p> |
| <p>預金名義人がお亡くなりになっている場合</p> | <p>お悔やみ申し上げます。相続手続きが必要となりますので、お取引店舗にご相談ください。<br/>なお、ご案内後3ヶ月以内に相続手続きのお申出があった場合には手数料徴求の対象外となります。</p>  |

以上



奄美大島信用金庫

